

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年8月23日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃農業改良普及センター	平成23年4月13日
水産試験場	平成23年4月19日
赤潮研究所	〃
畜産試験場	平成23年4月20日
農業試験場	〃
東部家畜保健衛生所	〃
東讃土地改良事務所	平成23年6月14日
中讃土地改良事務所	〃
西讃土地改良事務所	〃
農業生産流通課	平成23年7月12日
畜産課	〃
水産課	平成23年7月13日
海区漁業調整委員会	〃
農政課	平成23年7月14日
農村整備課	〃
農業経営課	平成23年7月15日
土地改良課	〃
中讃農業改良普及センター	平成23年7月25日
西讃農業改良普及センター	〃
農業大学校	〃
西部家畜保健衛生所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

証紙の消印の日付及び証紙収納簿に記載した日付が誤っているものがあった。(水産課)

イ 支出事務について

- (ア) 自家用車使用の県内出張について、旅費が支給されていないものがあったため、追給する必要がある。(農村整備課)
- (イ) 県外旅費について、旅費の支払が出張後5か月余り経過しているものがあった。(東讃農業改良普及センター)
- (ウ) 校外講師に対する謝金の支払額に誤りがあったので、正当額との差額を返納させる必要がある。(農業大学校)
- (エ) NHK受信料について、事業所割引の申請が2年以上遅れていた。(東讃土地改良事務所)
- (オ) 水産振興総合対策事業(漁業新技術実証事業)補助金について、交付要綱で定める事業変更の申請・承認手続がなされていないものがあった。(水産課)
- (カ) 公用車の車検及び修繕の検収について、検収年月日の記載が誤っているものがあった。(東讃農業改良普及センター)

ウ 契約事務について

平成21年度の消防設備に係る業務委託について、履行確認の基礎となる成果報告書に、提出先の名称・提出者の名称・提出年月日が記載されていなかった。また、契約書において、「成果報告書」の提出を義務付けていなかった。(東部家畜保健衛生所)

エ 物品について

リースバックに係る重要物品(自動車2台の払出手続)について、平成22年11月に指導注意事項に対する措置状況として「直ちに所定の手続を行った」旨報告をしていたにもかかわらず、払出手続がなされておらず、また、平成22年5月にリースバックとなった別の自動車1台についても払出手続が遅れ、ともに平成23年1月になって手続をしていた。(東讃農業改良普及センター)

(3) 検討指示事項

該当事項なし